

公益社団法人高分子学会
高分子学会技術賞規程
(2023年3月13日 理事会承認)
(2023年9月15日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会技術賞（以下、「技術賞」という）の授賞については、この規程の定めるところによる。

(対 象)

第2条 本賞は、表彰対象年度の4月1日時点で年齢満45歳以下で、高分子に関する技術全領域（工学、工業化技術を含む）において独創的かつ優れた成果を挙げ、登録特許、学術論文誌または本会の年次大会、討論会、ポリマー材料フォーラム等で発表した企業等の個人（代表者という）、もしくは代表者を含む3名以内の共同研究者・開発者に授与する。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は、毎年2件以内とし、受賞者には賞状および副賞を贈呈する。

(推 薦)

第4条 本賞の受賞候補者の推薦は法人会員を含む本会会員が行うものとし、他薦のみとする。推薦者は本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年3月末日までに、技術賞選考委員会（以下 選考委員会）に提出する。

2 推薦に際しては、候補者(被推薦者)ご本人及び技術の特許等権利を保有している企業等権利者の了解を得ていること。

(受賞候補者の選考)

第5条 本賞の受賞候補者選考のため、選考委員会をおく。選考委員会に関する内規は、別に定める。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第7条 受賞者の表彰は、ポリマー材料フォーラムの会期中の表彰式で行う。

(本賞の名称および表記方法)

第8条 本賞の英訳名は、SPSJ Technology Award 西暦年とする。

補 則

1. この規程は、理事会の承認を得て施行する。